御代替りの諸儀と法制

御代替りの諸儀と法制

御代替りの諸儀と法制

目次

はじめに……01
御代替りの諸儀とは……03
平成度御代替りの諸儀と残された課題……05
結　語……09
関係資料……12

はじめに

周知のように、平成二十八年七月十三日、ＮＨＫテレビの夜のニュースによって報じられ、翌日の朝刊各紙が揃って一面で伝えた「天皇陛下　生前退位の意向」という突然の報道に少なからぬ人々が大きな衝撃を受けました。それから一か月近く経った八月八日に天皇陛下は、ご高齢によって天皇としてのご公務の遂行に支障が出ることへのご懸念から、皇位を退かれるとの意を示唆するビデオ・メッセージをみずから国民に対して発せられました。いわゆる「生前退位」への道が一挙に開かれたのです。

さて、我が国の皇位継承は「専ら天皇の崩御に因ることを我が国古来の恒法」としてきたのですが、飛鳥・奈良時代より天皇がご在世中に皇位を退かれる例が生じ、一般的には「譲位」と称します。その嚆矢（こうし）は大化の改新に際して皇極天皇（第三十五代）から孝徳天皇（第三十六代）への譲位ですが、平安時代以降はそれが常態となるに至り、ために、しばしば政争の具とされ、[1]摂関政治や[2]院政のような変則的な政体を生み、さらには流血の内戦の悲史を招いたこともありました。

そこで、明治維新によって国家体制が大きく革（あらた）まったのを機に、これまで成文化した皇位継承のルールがなかったことが国政に大きな混乱を惹起してきた過去を省みて、これを明文で確定したのが明治二十二年制定の旧皇室典範にほかなりません。そこで掲げられた原則は男系主義を再確認した上で「譲位」（そして同様に皇位継承に不安要因をもたらしたとされる「女帝」）を認めなかったことです。現皇室典範もこれを踏襲いたしました。

戦後の歴代政府はこの趣旨を忠実に遵守（じゅんしゅ）してきましたが、この度の陛下のご趣意は―立法時には全く想定されなかった―「高齢化社会」における「高齢の天皇」のお務めはいかにあるべきかという全く新たな問題提起と申し上げてよいものでしょう。

これを受けて国会は「この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感している」国民の動向にも配慮しつつ、現典範の条文には一切触れることなく、超党派で「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」なる臨時特別法を起案し、翌二十九年六月七日に成立させました。この「特例法」に基づいて政府も三十年四月三日に「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について」を閣議決定し、本年四月三十日から営まれる今次の御代替りの諸儀がいよいよスタートしたのです。

①摂関政治
平安時代、藤原氏は天皇の外戚（母方の親族）として、摂政や関白などの要職を独占していました。その政治的地位は非常に高く、天皇に対して譲位を迫る事件がしばしば起こったぐらいです。例えば、第六十七代三条天皇は、藤原道長から自身の娘が産んだ敦成親王（後一条天皇）に位を譲るよう迫られ、譲位されました。

②院政
上皇または天皇の父・祖父が天皇に代わって政務を行う院政は、時として朝廷内における親子間、兄弟間の権力争いを増長させ、内乱の遠因ともなりました。
平安時代末期には、崇徳上皇と弟の後白河天皇が対立した保元の乱と、後白河上皇と子である二条天皇が争った平治の乱が起きました。
これらの政変は、武家の力の伸長をまねき、後に武家政権が誕生するきっかけとなりました。

御代替りの諸儀とは

先述した経緯で構想・整備された近代の御代替りの儀式は「践祚」「改元」「御大喪」[3]「即位の礼」[4]「大嘗祭」[5]の五儀によって構成されます。

最初に行われる「践祚」とは「先帝の崩御を受け、新帝が直ちに皇位に即かれること」であり、皇位の継承である「三種の神器」（八咫鏡・天叢雲剣・八尺瓊曲玉）の承継を中心とする儀礼です。

続いて天皇のご在位年間の記号となす「元号を改定すること」すなわち「改元」がなされ、この二儀から概ね五十日以内に先帝のご葬儀である一連の「御大喪」の儀を厳粛に斎行、これを境として新旧の御代の交替が現実のものとして認識されることになりましょう。

先帝崩御から一年の諒闇（服喪）期間を終えて、いよいよ「践祚の後に時日を置いて即位のことを広く宣示する」ための「即位の礼」と「新帝が初めて新穀を神々に供え、みずからも召し上がる」祭典である「大嘗祭」の準備が始まります。そして、その年もしくは翌年の秋に両儀が華麗あるいは厳粛に執り行われ、これでおよそ二年にわたって繰り広げられた御代替りのすべての祭儀がめでたく終了するという次第。

以上の諸儀は実定法によって体系的・網羅的に規定されていました。周知のように、明治以降の国家体制は大日本帝国憲法（旧憲法）を頂点とする国務法（憲法・法律・勅令・軍令など）と、憲法と同格の法とされた皇室典範（旧典範）を頂点とする宮務法（皇室典範・皇室令・宮内省令など）の二元的法体制から成っており、宮務法は[6]議会の関与を全く受けない法令群だったのです。したがって、皇位継承に関することがらは旧典範に基本規定を置き、その祭儀の時期・場所・次第などの細則は典範の下に制定された皇室令の一つである[7]登極令が綿密かつ詳細に規定し、大正・昭和両度の御代替りはこれにのっとって営まれたのでした（「御大喪」は同様に皇室令の一つである皇室喪儀令に拠って行われます）。

これに対して、日本国憲法（現憲法）と同時に制定された同名の皇室典範（現典範）は国会での単純過半数の議決によって改廃が可能な一法律に過ぎず、皇位継承に関しては、その資格と順序ならびに即位の礼に関する基本的規定を設けているにとどまり、「践祚」「改元」「大嘗祭」に関する条文を全く欠いています。

このうち元号は昭和五十四年の元号法の制定によって遅れ馳せながら立法化され、十年後の御代替りに間に合いましたが、元号法の国会審議においてもしばしば言及された残る二件はそのまま放置され、昭和六十四年一月七日の昭和終焉の日を迎えたのでした。

③御大喪

大喪とは、天皇・太皇太后・皇太后・皇后のご葬儀のことです。旧皇室典範の下では、天皇や皇族のご葬儀について規定した皇室喪儀令という法令があり、その規定にのっとり葬儀が行われてきましたが、敗戦後、その他の皇室に関わる法令とともに廃止されました。しかし、昭和二十二年五月三日付で発せられた通牒の「従前の規定が廃止となり、新らしい規定のできないものは、従前の例に準じて事務を処理すること」との条規によって、廃止された皇室喪儀令通りに皇室のご葬儀が実施されたという実績があります。

④践祚・即位

古い時代、践祚と即位には区別がありませんでしたが、時代が下るにつれて、践祚は、先帝崩御又は譲位の後、直ちに皇嗣が皇位を継承されることであり、即位は、広く内外に皇位の継承を宣明することとされました。

なお、「祚」とは皇位を意味します。

⑤大嘗祭

大嘗祭は、新しく皇位につかれた天皇が初めて行われる新嘗祭のことで、悠紀地方（京都の以東以南）・主基地方（京都の以西以北）の斎田で収穫された新穀を天皇御自ら天照大神と天神地祇八百万の神々にお供えになり、また自らも共に食される儀式です。

毎年行われている「新嘗祭」に対して、天皇一世に一度だけ行われる「毎世の大嘗」とも言われ、中国から移入された即位の礼と異なり、神話的な起源を有する日本固有の皇位継承儀礼です。

⑥議会の関与を全く受けない

宮務法の制定と改正には帝国議会は関与しませんでしたが、皇族会議や枢密院（天皇の最高諮問機関）の意見を聞いて制定・改正がなされました。

⑦登極令

天皇の践祚や即位の礼、大嘗祭など、皇位継承に関わる祭儀に関して規定した皇室令で、明治四十二年二月十一日に公布されました。

大正天皇、昭和天皇の践祚・即位は、この登極令に基づいて行われましたが、戦後、他の皇室令と共に廃止されてしまいました。

平成度御代替りの諸儀と残された課題

この法不備の状況下で時の政府はどのように対処したのでしょうか。その焦点となったのは憲法に謳われている政教分離への配慮です。

まず「践祚」については、現典範に明文の規定はないものの、第四条「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」の「即位」は「践祚」の意と解され、崩御直後にその中心とされる「剣璽渡御ノ儀」（皇位の象徴である三種の神器のうち剣と璽を承継する）を「剣璽等承継の儀」と称して「国事行為」として行う一方、もう一つの神器である鏡を奉斎する「⑧賢所」への奉告―「賢所の儀」は「皇室の行事」として斎行するという区分けをしたのでした。政教分離への慮りと思われます。

「践祚」に続いて行われた「改元」は、専門家の意見を聴取しつつ、最終的には元号法の規定に基づき閣議決定を経て混乱もなく新元号「平成」が選ばれました。元号法制定の論議の際には一部に「西暦一本化」を求める声もありましたが、「平成」が時とともに人々の間に定着していったことは周知の通りです。ただ、元号選定の審議過程において新帝陛下がどのように関わられたのか、一般にはほとんど知るところとなっていません。

そもそも今も続く「⑨一世一元の制」の下で、新帝がその時代を象徴する元号を選ぶことに全く関係を持たれないというのは、むしろ不自然です。ごく一部の非公式情報によれば、正式に決定される前に「⑩御聴許」を伺ったとも伝えられていますが、疑義を招かないためにも手続を明文化すべきではないでしょうか。

その次は「御大喪」です。現典範の第二十五条は「天皇が崩じたときは、⑪大喪の礼を行う」と明記されているにもかかわらず、「大喪の礼」がいかなる方式で営まれるのか、その細則も昭和天皇の崩御まで全くの手つかずのままという法的怠慢の体たらくでした。

そのために、新宿御苑において営まれた「御大喪」は、政府によって「皇室の行事」としての「葬場殿の儀」と「国事行為」としての「大喪の礼」に分けられ、⑫祭官・楽師の奉仕により先述した皇室喪儀令にのっとって行われた「葬場殿の儀」が終了すると、鳥居と大真榊を撤去して宗教色を払拭し、「大喪の礼」に移るという奇妙な方式が採られたのです。後者は全国戦没者追悼式などでお馴染みのいわゆる〝無宗教式儀礼〟で、何よりもこうした儀礼の分割は昭和天皇に対して礼を失するものであったと言わざるを得ません。

振り返ってみますと、いまだ占領中であり、徹底した政教分離を命じたGHQ（連合国軍総司令部）の「神道指令」が有効であった昭和二十六年六月、貞明皇后（大正天皇の皇后）のご葬儀が国の儀式として伝統に従って行われ、すべて国費で支弁されたという先例があったのですから、このような手のこんだ

⑧宮中三殿

皇居吹上御苑の東南には天照大神を祀る賢所、歴代の天皇と皇族の御霊を祀る皇霊殿、八百万の神々を祀る神殿の宮中三殿があり、日々、国の安寧と国民の幸せを祈る祭祀が行われています。

⑨一世一元の制

天皇御在位の間、二元号を改めないことをいいます。

江戸時代以前は、皇位の継承に伴う代始改元の他に、天変地異や吉兆などによっても改元が行われていました。しかし、明治元年九月八日に発せられた「改元ノ詔」によって「一世一元を以て永式と為す」と定められ、天皇御一代に元号一つとされました。

これは、現行の「元号法」にも継承されています。

⑩御聴許

皇室と特に縁の深い事柄については、天皇陛下にお聞き届け戴く「御聴許」が行われることがあります。現在でも行われているものには、二十年に一度行われる伊勢の神宮の式年遷宮があり、過去には、歴代の天皇を御祭神とする神社の創建などにも御聴許が行われていました。

平成の御代替りに官房副長官として「元号を改める政令」の公布に深く関わった石原信雄氏は、当時、元号公布の前に藤森宮内庁長官（当時）に電話をし、新たな元号が「平成」になった旨、天皇陛下にお知らせしたことを雑誌インタビュー等で話しています。

⑪大喪の礼

昭和天皇が崩御された時、新宿御苑で行われた御大喪は、憲法の政教分離規定に配慮して、皇室の儀式としての「葬場殿の儀」と、国の儀式としての「大喪の礼」の二つに分割されて行われました。

これにより、まず、皇室の歴史と伝統にのっとって「葬場殿の儀」が行われた後、宗教色を取り除くとして鳥居・大真榊が撤去され、「大喪の礼」に移るという奇妙な方式が採られることとなったのです。

⑫祭官・楽師

祭官とは祭事を奉仕する官人のことを、また楽師は音楽を奏する人のことをいいます。

宮中祭祀は、掌典職と呼ばれる人々が大きな役割を担っていますが、御大喪においては、崩御された天皇と御親交の深かった方々によって営まれ、昭和天皇の大喪儀の祭官長は、侍従で御学友でもあった永積寅彦氏が務めました。

二本立ての方式など全く無用であり、「葬場殿の儀」を含む昭和天皇の「御大喪」全般を国の儀式として執り行っても一向に差支えなく、何ら憲法に抵触することではありませんでした。

そして皇位継承のクライマックスともいうべき「即位の礼」の中心は「即位礼正殿の儀」です。平成二年十一月十二日、天皇陛下は黄櫨染御袍（天皇だけが着用される束帯）を召されて⑬高御座に昇られ、皇后陛下は俗にいう十二単のお姿で御張台に進まれます。他の皇族方や宮内庁長官以下の役務者も古装束に身を包んで参列、天皇陛下は即位のことを内外に宣明するお言葉を述べられました。

次いで海部俊樹首相が国民を代表して⑭寿詞を申上げ、それが終わるや数歩退いて「万歳」を三唱し、参列者がこれに唱和。平安朝の絵巻物さながらに繰り広げられた盛儀を目のあたりにして、百数十か国にも及ぶ海外の参列者は鮮烈な印象を受けたようです。

「即位の礼」は概ね登極令にのっとって行われたのですが、いくつか問題点が残りました。役務者が伝統的な装束を着用した中で、海部首相だけが燕尾服であったため、外国人もいたく感動した古式ゆかしい儀式全体の雰囲気をいささか害したこと、掲げられた⑮万歳旛や⑯大錦旛のデザインが不可解な理由で改変されたことを挙げておきましょう。

⑬高御座
即位礼で新帝が昇られる御座。
現在のものは、大正天皇御即位に際して作られたもので、普段は京都御所に安置されています。

⑭寿詞
天皇が即位された時、新たな御世が長く、また、繁栄するように申上げる言葉。
かつては中臣氏や出雲国造が奏上していました。
今日では、内閣総理大臣が即位礼正殿の儀で申上げます。

⑮万歳旛
即位礼に用いられる旗の一つ。
登極令が規定する万歳旛には、神武天皇東征時に天皇が勝機を占われた故事より厳瓮（清められた土器）と、三韓征伐を行った神功皇后の故事より鮎が描かれるとともに、「萬歳」の文字が記されていました。
平成の御代替りでは、厳瓮と鮎の絵柄が外され、萬歳の文字だけに変更されてしまいました。

⑯大錦旛
即位礼に用いられる旗の一つ。
登極令が規定する大錦旛には、神武天皇東征時に天皇を導いた八咫烏と、戦いの最中に天皇の弓にとまった金鵄が描かれています。
平成の御代替りでは、そのデザインが変更され、菊花紋章が描かれました。

後者について説明を加えますと、これらの旛はいずれも記紀の神武東征神話に由来する酒甕や由緒ある魚や鳥などを図柄から外したのですが、神話というだけで直ちに宗教と短絡するのは余りにも非常識です。こんな程度のことまで政教分離に絡めてくるのならば、イエス・キリストの生誕を基準として年を数える西暦も、日曜日を休日とする週日制も政教分離に抵触するとして、少なくとも国公立学校の教育から追放せねばなりますまい。

その十日後の二十二日の夜から翌二十三日の未明にかけて斎行された大嘗祭もほぼ登極令に依拠して斎行されたのは至当ですが、政府は「御大喪」以上に政教分離に慎重な対応に終始し、「大嘗祭を国事行為として行うことは困難である」との見解を固めました。

その一方で「皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられる」ので、「大嘗祭は、公的性格があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当である」と結論づけ、「皇室の公的行事」と位置づけたのです。「践祚」における「賢所の儀」を単に「皇室の行事」と大雑把に規定したのとは大きく異なります。

また、大嘗祭の費用を内廷費の臨時増額に頼るべきか、あるいは一般国民からの献金でまかなうために、臨時に財団を設立する必要があるのではないか—

かなり以前から深刻に危惧していた民間側の懸念がこれで解消されたのでした。

「即位の礼」とは違って外国人の参列は無かったものの、木の香りも瑞々しい大嘗宮の柱が篝火(かがりび)に揺らめく中で、古式ゆかしく粛々と営まれた祭典の模様はテレビの映像を通して幾許(いくばく)か拝観できましたので、即位の礼とは異なる幽玄・霊妙な雰囲気を味わえた人も結構いたのではないでしょうか。

結　語

かくして日本国憲法の下での最初の御代替りの諸儀は、法の不備や一部の人々の偏見・無理解・事実誤認などによってもたらされた混乱が多少あったにもかかわらず、すべて順調・円滑に実施され、後世に致命的な後遺症を残すこともなく、めでたく終えることができました。

もっとも、その後に主として大嘗祭を主たる標的とした数件の憲法訴訟が提起され、ごく一部の下級審で傍論による違憲判断が示されたこともありましたが、最高裁判決ではことごとく原告敗訴という結果となり、法的にも最終決着がついたと言ってよいでしょう。

今回の御代替りは大正・昭和・平成度のように「天皇崩御」を原因とするのではなく、江戸時代後期の[17]光格天皇(第百十九代)よりこのかた二百年ぶりの「譲位」によるものですから、御代替りの諸儀は「退位の礼」に始まり、「践祚」次いで「改元」と続き、「即位の礼」を経て「大嘗祭」で終わる新たな五儀によって構成されます。

日程は「退位の礼」が本年四月三十日、「践祚」は五月一日、「改元」はその直後になされ、もちろん前述の諒闇は必要なく、「即位の礼」は同じ年の十月二十二日、「大嘗祭」は十一月十四・十五両日に行われることになり、一年で諸儀のすべてが終了いたします。

そのためには新例を導入するにあたって慎重の上にも慎重な配慮が要請されるとともに、前回の課題として後世に託された課題を厳密に検証して周到な準備を怠らず、とりわけ、十分ではない法制度の欠缺(けんけつ)を補うべく各界の英知を結集することに努め、今次の御大典がより充実した形式と内容を整えて遂行されるよう微力を尽くしたく切に願う次第です。

⑰光格天皇
江戸時代の第百十九代天皇。当時、四家あった世襲親王家の一つである閑院宮家から即位され、第百十三代東山天皇の曾孫、明治天皇の曽祖父にあたります。
文化十四(一八一七)年惠仁親王(仁孝天皇)に位を譲られ、上皇となりました。
平安時代以降通例となっていた「院号」を「天皇号」に戻すなど朝廷の儀式や文化の復旧に努められました。

関係資料編

象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば……13
第百九十三回国会参議院天皇の退位等に関する
皇室典範特例法案特別委員会議事録（抄）……15
天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う
国の儀式等の挙行に係る基本方針について……16
天皇の退位等に関する皇室典範特例法（抄）……19
天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議……20
日本国憲法（抄）……21
皇室典範（抄）……22
大日本帝国憲法（抄）……23
旧皇室典範（抄）……24
登極令（抄）……26
皇室喪儀令（抄）……27
元号法……28
「皇室令及び附属法令廃止に伴い事務取扱に関する通牒」……29
天皇の行為の分類及び具体例……30
今次・平成・昭和の御代替り諸儀式一覧……31
大嘗祭訴訟の要旨……36

象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば

（平成二十八年八月八日）

戦後七十年という大きな節目を過ぎ、二年後には、平成三十年を迎えます。

私も八十を越え、体力の面などから様々な制約を覚えることもあり、ここ数年、天皇としての自らの歩みを振り返るとともに、この先の自分の在り方や務めにつき、思いを致すようになりました。

本日は、社会の高齢化が進む中、天皇もまた高齢となった場合、どのような在り方が望ましいか、天皇という立場上、現行の皇室制度に具体的に触れることは控えながら、私が個人として、これまでに考えて来たことを話したいと思います。

即位以来、私は国事行為を行うと共に、日本国憲法下で象徴と位置づけられた天皇の望ましい在り方を、日々模索しつつ過ごして来ました。伝統の継承者として、これを守り続ける責任に深く思いを致し、更に日々新たになる日本と世界の中にあって、日本の皇室が、いかに伝統を現代に生かし、いきいきとして社会に内在し、人々の期待に応えていくかを考えつつ、今日に至っています。

そのような中、何年か前のことになりますが、二度の外科手術を受け、加えて高齢による体力の低下を覚えるようになった頃から、これから先、従来のように重い務めを果たすことが困難になった場合、どのように身を処していくことが、国にとり、国民にとり、また、私のあとを歩む皇族にとり良いことであるかにつき、考えるようになりました。既に八十を越え、幸いに健康であるとは申せ、次第に進む身体の衰えを考慮する時、これまでのように、全身全霊をもって象徴の務めを果たしていくことが、難しくなるのではないかと案じています。

私が天皇の位についてから、ほぼ二十八年、この間私は、我が国における多くの喜びの時、また悲しみの時を、人々と共に過ごして来ました。私はこれまで天皇の務めとして、何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ることを大切に考えて来ましたが、同時に事にあたっては、時として人々の傍らに立ち、その声に耳を傾け、思いに寄り添うことも大切なことと考えて来ました。天皇が象徴であると共に、国民統合の象徴としての役割を果たすためには、天皇が国民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありように深く心し、国民に対する理解を深め、常に国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要を感じて来ました。こうした意味において、日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅も、私は天皇の象徴的行為として、大切なものと感じて来ました。皇太子の時代も含め、これまで私が皇后と共に行って来たほぼ全国に及ぶ旅は、国内のどこにおいても、その地域を愛し、その共同体を地道に支える市井の人々のあることを私に認識させ、私がこの認識をもって、天皇として大切な、国民を思い、国民のために祈るという務めを、人々への深い信頼と敬愛をもってなし得たことは、幸せなことでした。

天皇の高齢化に伴う対処の仕方が、国事行為や、その象徴としての行為を限りなく縮小していくことには、無理があろうと思われます。また、天皇が未成年であったり、重病などによりその機能を果たし得なくなった場合には、天皇の行為を代行する摂政を置くことも考えられます。しかし、この場合も、天皇が十分にその立場に求められる務めを果たせぬまま、生涯の終わりに至るまで天皇であり続けることに変わりはありません。

天皇が健康を損ない、深刻な状態に立ち至った場合、これまでにも見られたように、社会が停滞し、国民の暮らしにも様々な影響が及ぶことが懸念されます。更にこれまでの皇室のしきたりとして、天皇の終焉に当たっては、重い殯の行事が連日ほぼ二ヶ月にわたって続き、その後喪儀に関連する行事が、一年間続きます。その様々な行事と、新時代に関わる諸行事が同時に進行することから、行事に関わる人々、とりわけ残される家族は、非常に厳しい状況下に置かれざるを得ません。こうした事態を避けることは出来ないものだろうかとの思いが、胸に去来することもあります。

始めにも述べましたように、憲法の下、天皇は国政に関

する権能を有しません。そうした中で、このたび我が国の長い天皇の歴史を改めて振り返りつつ、これからも皇室がどのような時にも国民と共にあり、相たずさえてこの国の未来を築いていけるよう、そして象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに念じ、ここに私の気持ちをお話しいたしました。

国民の理解を得られることを、切に願っています。

第百九十三回国会参議院天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会議事録（抄）

（平成二十九年六月七日）

○愛知治郎君

次に、今回の法案の名称について質問をいたします。

今回の特例法では、「天皇の退位等」とされております。本来は譲位とすべきではないかという国民の声も聞かれますが、退位とした理由を伺いたいと存じます。

○国務大臣（菅義偉君）

衆参正副議長の議論の取りまとめにおいては、「今上天皇が退位することができるように立法措置を講ずること。」とされ、法案の名称についても天皇の退位等に関する皇室典範特例法と明示されております。

また、今回の皇位の継承は、天皇陛下がその意思により皇位を譲るというものではなく、この特例法の直接の効果として行われるものであります。

以上を踏まえると、政府としても、このことを的確に表す用語としては譲位ではなく退位という用語が適切である、このように考えています。

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について

（平成三十年四月三日閣議決定）

第一　各式典の挙行に係る基本的な考え方について

各式典の挙行については、次の基本的な考え方に基づき、準備を進めることとする。

一　各式典は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすること

二　平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであること

第二　各式典の挙行に係る体制について

各式典の円滑な実施が図られるよう、平成三十年秋を目途とし、各式典の大綱等を決定するため、内閣に、内閣総理大臣を委員長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会（仮称）」（以下「委員会」という。）を設置するとともに、各府省の連絡を円滑に行うため、内閣府に、内閣官房長官を本部長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典実施連絡本部（仮称）」（以下「連絡本部」という。）を設置し、各式典に係る事務は、委員会及び連絡本部の統括の下に行うものとする。

第三　天皇陛下御在位三十年記念式典について

（一）天皇陛下御在位三十年を記念し、国民こぞってこれを祝うため、天皇陛下御在位三十年記念式典を行う。

（二）天皇陛下御在位三十年記念式典は、平成三十一年二月二十四日に、内閣の行う行事として、国立劇場において行う。

（三）式典の事務は、内閣府が行う。

第四　天皇陛下の御退位に伴う式典について

天皇陛下の御退位に際しては、「退位の礼」として次のとおり退位礼正殿の儀を行う。

（一）天皇陛下の御退位を広く国民に明らかにするとともに、天皇陛下が御退位前に最後に国民の代表に会われる儀式として、退位礼正殿の儀を行う。

（二）退位礼正殿の儀は、天皇陛下の御退位の日となる

平成三十一年四月三十日に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。

（三）儀式の事務は、宮内庁が行う。

第五　皇太子殿下の御即位に伴う式典について

皇太子殿下の御即位に際しては、「即位の礼」として一から五までに掲げる儀式及び六に掲げる行事を行うとともに、文仁親王殿下が皇嗣となられることに伴い、七に掲げる儀式を行う。

一　剣璽等承継の儀

（一）御即位に伴い剣璽等を承継される儀式として、剣璽等承継の儀を行う。

（二）剣璽等承継の儀は、皇太子殿下の御即位の日（五月一日）に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。

（三）儀式の事務は、宮内庁が行う。

二　即位後朝見の儀

（一）御即位後初めて国民の代表に会われる儀式として、即位後朝見の儀を行う。

（二）即位後朝見の儀は、剣璽等承継の儀後同日に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。

（三）儀式の事務は、宮内庁が行う。

三　即位礼正殿の儀

（一）御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がことほぐ儀式として、即位礼正殿の儀を行う。

（二）即位礼正殿の儀は、御即位の年の十月二十二日に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。

（三）儀式の事務は、内閣府が行う。

四　祝賀御列の儀

（一）即位礼正殿の儀終了後、広く国民に御即位を披露され、祝福を受けられるための御列として、祝賀御列の儀を行う。

（二）祝賀御列の儀は、即位礼正殿の儀後同日に、国事行為である国の儀式として、宮殿から皇太子殿下の御在所までの間において行う。

（三）儀式の事務は、内閣府が行う。

五　饗宴の儀

（一）御即位を披露され、祝福を受けられるための饗宴として、饗宴の儀を行う。

（二）饗宴の儀は、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。

（三）儀式の事務は、内閣府が行う。

六　内閣総理大臣夫妻主催晩餐会

（一）即位礼正殿の儀に参列するため外国から来日いただいた外国元首・祝賀使節等に日本の伝統文化を披露し、日本の伝統文化への理解を深めていただくとともに、来日に謝意を表するための晩餐会として、内閣総理大臣夫妻主催晩餐会を行う。

（二）晩餐会は、即位礼正殿の儀の翌日に、内閣の行う行事として、東京都内において行う。

（三）晩餐会の事務は、内閣府が行う。

七　立皇嗣の礼

（一）文仁親王殿下が皇嗣となられたことを広く国民に明らかにする儀式として、立皇嗣の礼を行う。

（二）立皇嗣の礼は、皇太子殿下が御即位された年の翌年に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。

（三）儀式の事務は、宮内庁が行う。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（抄）

（平成二十九年六月十六日公布）

（趣旨）

第一条　この法律は、天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第四条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする。

（天皇の退位及び皇嗣の即位）

第二条　天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。

（上皇）

第三条　前条の規定により退位した天皇は、上皇とする。

2　上皇の敬称は、陛下とする。

3　上皇の身分に関する事項の登録、喪儀及び陵墓については、天皇の例による。

4　上皇に関しては、前二項に規定する事項を除き、皇室典範（第二条、第二十八条第二項及び第三項並びに第三十条第二項を除く。）に定める事項については、皇族の例による。

（上皇后）

第四条　上皇の后は、上皇后とする。

2　上皇后に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太后の例による。

（皇位継承後の皇嗣）

第五条　第二条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣となった皇族に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太子の例による。

※附則略

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議

（平成二十九年六月七日参議院天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会）

一　政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。

二　一の報告を受けた場合においては、国会は、安定的な皇位継承を確保するための方策について、「立法府の総意」が取りまとめられるよう検討を行うものとすること。

三　政府は、本法施行に伴い元号を改める場合においては、改元に伴って国民生活に支障が生ずることがないようにするとともに、本法施行に関連するその他の各般の措置の実施に当たっては、広く国民の理解が得られるものとなるよう、万全の配慮を行うこと。

右決議する。

日本国憲法（抄）（昭和二十一年十一月三日公布 昭和二十二年五月三日施行）

第一章　天皇

第一条　天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条　皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条　天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条　天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

2　天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条　皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条　天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

2　天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条　天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一　憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二　国会を召集すること。

三　衆議院を解散すること。

四　国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五　国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並に全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六　大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

七　栄典を授与すること。

八　批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九　外国の大使及び公使を接受すること。

十　儀式を行ふこと。

第八条　皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

皇室典範（抄）（昭和二十二年法律第三号 昭和二十二年五月三日施行）

第一章　皇位継承

第一条　皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

第二条　皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。

一　皇長子

二　皇長孫

三　その他の皇長子の子孫

四　皇次子及びその子孫

五　その他の皇子孫

六　皇兄弟及びその子孫

七　皇伯叔父及びその子孫

2　前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。

3　前二項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

第三条　皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従つて、皇位継承の順序を変えることができる。

第四条　天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

第三章　摂政

第十六条　天皇が成年に達しないときは、摂政を置く。

2　天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみずからすることができないときは、皇室会議の議により、摂政を置く。

第十七条　摂政は、左の順序により、成年に達した皇族が、これに就任する。

一　皇太子又は皇太孫

二　親王及び王

三　皇后

四　皇太后

五　太皇太后

六　内親王及び女王

前項第二号の場合においては、皇位継承の順序に従い、同項第六号の場合においては、皇位継承の順序に準ずる。

第十八条　摂政又は摂政となる順序にあたる者に、精神若しくは身体の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従つて、摂政又は摂政となる順序を変えることができる。

第十九条　摂政となる順位にあたる者が、成年に達しないため、又は前条の故障があるために、他の皇族が、摂政となつたときは、先順位にあたつていた皇族が、成年に達し、又は故障がなくなつたときでも、皇太子又は皇太孫に対する場合を除いては、摂政の任を譲ることがない。

第二十条　第十六条第二項の故障がなくなつたときは、皇室会議の議により、摂政を廃する。

第二十一条　摂政は、その在任中、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

大日本帝国憲法（抄）

（明治二十二年二月十一日発布
明治二十二年十一月二十九日施行）

第一章　天皇

第一条　大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二条　皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三条　天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四条　天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

第五条　天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

第六条　天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第七条　天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八条　天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九条　天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ增進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十条　天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ揭ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル

第十一条　天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二条　天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三条　天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四条　天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五条　天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十六条　天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第十七条　攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

旧皇室典範（抄）（明治二十二年二月十一日詔勅）

第一章　皇位繼承

第一条　大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

第二条　皇位ハ皇長子ニ傳フ

第三条　皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス

第四条　皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第五条　皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ

第六条　皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ

第七条　皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ

第八条　皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九条　皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ

重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章　踐祚卽位

第十條　天皇崩スルトキハ皇嗣卽チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

第十一條　卽位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

第十二條　踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

第五章　攝政

第十九條　天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク

天皇久キニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條　攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一條　皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス

第一　親王及王

第二　皇后

第三　皇太后

第四　太皇太后

第五　內親王及女王

第二十二條　皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第二十三條　皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四條　最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ

第二十五條　攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

登極令（抄）

（明治四十二年皇室令第一号）

第一條　天皇踐祚ノ時ハ卽チ掌典長ヲシテ賢所ニ祭典ヲ行ハシメ且踐祚ノ旨ヲ皇靈殿神殿ニ奉告セシム

第二條　天皇踐祚ノ後ハ直ニ元號ヲ改ム

元号ハ樞密顧問ニ諮詢シタル後之ヲ勅定ス

第三條　元號ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四條　卽位ノ禮及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニ於テ之ヲ行フ

大嘗祭ハ卽位ノ禮ヲ訖リタル後續テ之ヲ行フ

第五條　卽位ノ禮及大嘗祭ヲ行フトキハ其ノ事務ヲ掌理セシムル爲宮中ニ大禮使ヲ置ク

第六條　卽位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日ハ宮內大臣國務各大臣ノ連署ヲ以テ之ヲ公告ス

第七條　卽位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日定マリタルトキハ之ヲ賢所皇靈殿神殿ニ奉告シ勅使ヲシテ神宮神武天皇山陵並前帝四代ノ山陵ニ奉幣セシム

第八條　大嘗祭ノ齋田ハ京都以東以南ヲ悠紀ノ地方トシ京都以西以北ヲ主基ノ地方トシ其ノ地方ハ之ヲ勅定ス

第九條　悠紀主基ノ地方ヲ勅定シタルトキハ宮內大臣ハ地方長官ヲシテ齋田ヲ定メ其ノ所有者ニ対シ新穀ヲ供納スルノ手續ヲ爲サシム

第十條　稻實成熟ノ期至リタルトキハ勅使ヲ発遣シ齋田ニ就キ抜穗ノ式ヲ行ハシム

第十一條　卽位ノ禮ヲ行フ期日ニ先タチ天皇神器ヲ奉シ皇后ト共ニ京都ノ皇宮ニ移御ス

第十二條　卽位ノ禮ヲ行フ當日勅使ヲシテ之ヲ皇靈殿神殿ニ奉告セシム

大嘗祭ヲ行フ當日勅使ヲシテ神宮皇靈殿神殿竝官國幣社ニ奉幣セシム

第十三條　大嘗祭ヲ行フ前一日鎭魂ノ式ヲ行フ

第十四條　卽位ノ禮及大嘗祭ハ附式ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

第十五條　卽位ノ禮及大嘗祭訖リタルトキハ大饗ヲ賜フ

第十六條　卽位ノ禮及大嘗祭訖リタルトキハ天皇皇后ト共ニ神宮神武天皇山陵並前帝四代ノ山陵ニ謁ス

第十七條　即位ノ禮及大嘗祭訖リテ東京ノ宮城ニ還幸シタルトキハ天皇皇后ト共ニ皇靈殿神殿ニ謁ス

第十八條　諒闇中ハ即位ノ禮及大嘗祭ヲ行ハス

皇室喪儀令（抄）

（大正十五年皇室令第十一号）

第一　大喪儀

第一條　天皇崩御シタルトキハ宮内大臣内閣總理大臣ノ連署ヲ以テ直ニ之ヲ公告ス

太皇太后皇太后皇后崩御シタルトキハ宮内大臣直ニ之ヲ公告ス

第二條　天皇太皇太后皇太后皇后崩御シタルトキハ追號ヲ勅定ス

第三條　大行天皇ノ追號ハ宮内大臣内閣總理大臣ノ連署ヲ以テ之ヲ公告ス

太皇太后皇太后皇后ノ追號ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第四條　天皇崩御シタルトキハ當日及其ノ翌日ヨリ五日間太皇太后皇太后皇后崩御シタルトキハ當日及其ノ翌日ヨリ三日間廢朝ス

大喪儀ヲ行フ當日亦同シ

第五條　天皇太皇太后皇太后皇后崩御シタルトキハ大喪儀ニ關スル事務ヲ掌理セシムル爲宮中ニ大喪使ヲ置ク

大喪使ノ官制ハ別ニ之ヲ定ム

第六條　大行天皇太皇太后皇太后皇后ノ柩ハ之ヲ殯宮ニ奉遷ス

第七條　大喪儀ヲ行フ期日場所及陵所ハ宮内大臣内閣總理大臣ノ連署ヲ以テ之ヲ公告ス

第八條　大行天皇太皇太后皇太后皇后ノ大喪儀ニハ天皇喪主トナル但シ勅命ニ依リ皇太子皇太孫又ハ親王王ヲシテ喪主ノ事ヲ行ハシムルコトアルヘシ

第九條　皇后ノ大喪儀ニハ皇太子皇太孫喪主トナル皇太子皇太孫在ラサルトキハ勅命ニ依リ親王王喪主トナル

皇太子皇太孫事故アルトキハ勅命ニ依リ親王王ヲシテ喪主ノ事ヲ行ハシム

第十條　大行天皇太皇太后皇太后皇后ノ靈代ハ之ヲ權殿ニ奉安シ一周年祭ヲ訖リタル後之ヲ皇靈殿ニ奉遷ス

第十一條　大喪儀ハ附式ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ但シ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ其ノ一部ヲ行ハサルコトアルヘシ

元号法

（昭和五十四年法律第四十三号
昭和五十四年六月十二日施行）

一　元号は、政令で定める。

二　元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

附　則

一　この法律は、公布の日から施行する。

二　昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする。

「皇室令及び附属法令廃止に伴い事務取扱に関する通牒」

（昭和二十二年五月三日宮内府長官官房文書課発第四五号）

皇室令及び附属法令は、五月二日限り、廃止せられることになつたについては、事務は概ね左記により、取り扱うことになつたから、命によつて通牒する。

記

一、新法令ができているものは、当然夫々の条規によること。（例、皇室典範、宮内府法、宮内府法施行令、皇室経済法、皇室経済法の施行に関する法律、皇統譜令等）

二、政府部内一般に適用する法令は、当然これを適用すること。（例、官吏任用敍級令、官吏俸給令等）

三、従前の規定が廃止となり、新らしい規定ができていないものは、従前の例に準じて事務を処理すること。（例、皇室諸制典の附式皇族の班位等）

四、前項の場合において、従前の例によれないものは、当分の内の案を立てて、伺いをした上事務を処理すること。（例、宮中席次等）

五、部内限りの諸規則で、特別の事情のないものは、新規則ができるまで、従来の規則に準じて、事務を処理すること。特別の事情のあるものは、前項に準じて処理すること。（例、委任規程、非常災害庶務規程、宿直処務規程等）

八束清貫「皇室祭祀百年史」

（『明治維新神道百年史』第一巻 一五一頁 昭和四十一年 神道文化会）

天皇の行為の分類及び具体例

	定義	例	留意点
国事行為	天皇が、国家機関として、内閣の助言と承認に基づいて行う行為であり、憲法第六条、第七条、第四条第二項に定める行為	〔憲法第六条〕 ・国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命 ・内閣の指名に基づいて、最高裁判所長官を任命 〔憲法第七条〕 ・憲法改正、法律、政令及び条約を公布 ・国会を召集 ・衆議院を解散 ・国会議員の総選挙の施行を公示 ・国務大臣等の認証官の任免を認証並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証 ・恩赦を認証 ・栄典を授与 ・批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証 ・外国の大使及び公使を接受 ・儀式を行うこと（新年祝賀の儀、大喪の礼、即位の礼等） 〔憲法第四条第二項〕 ・国事行為を臨時代行に委任すること	・「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。」（日本国憲法第三条） ・「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。」（日本国憲法第四条第一項）
公的行為	憲法に定める国事行為以外の行為で、天皇が象徴としての地位に基づいて公的な立場で行われるもの	・認証官任命式 ・新年一般参賀、天皇誕生日一般参賀・祝賀 ・講書始の儀、歌会始の儀 ・春・秋の園遊会 ・拝謁（勲章・褒章受章者、被表彰者） ・御会見（国賓）、御引見（外国賓客、外国大公使） ・宮中晩餐（国賓）、午餐（公賓、大臣、駐日大使御夫妻） ・お茶（日本芸術院賞受賞者、日本学士院賞受賞者） ・全国植樹祭、国民体育大会、豊かな海づくり大会、災害お見舞い、地方事情御視察 ・国会開会式、全国戦没者追悼式、学士院授賞式、芸術院授賞式、国賓御訪問 ・外国御訪問 福祉施設御訪問、企業御視察：大臣等からの願い出に基づいて、実情把握、御奨励のために行われるもの	・国政に関する権能にわたらないこと ・象徴としての性格に反しないこと ・内閣が責任を負うこと ・憲法の趣旨に沿って行われるよう行政の配慮が必要（第一次的には宮内庁、最終的には内閣）
その他の行為 **公的な性格・色彩をもつもの**	国事行為及び公的行為以外の行為であり、国としてその行為が行われることについて関心を持ち、人的又は物的側面からその援助を行うのが相当と認められる側面を有するもの	・大嘗祭 音楽会等御鑑賞：芸術御奨励、チャリティーの趣旨のあるもの 純粋に個人としての御関心によるもの	・行為の趣旨、内容等に応じ、上記の留意点に準じた配慮が必要
私的とされるもの	国事行為及び公的行為以外の行為であり、純粋に私的なもの	・宮宮中祭祀（新嘗祭など） ・神社御参拝 ・御用邸御滞在 ・大相撲御覧 ・生物学御研究 個人としての御関心によるもので、実情把握、御奨励のために行われるもの	

※天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議最終報告 参考資料より縦書きに加工して作成
首相官邸HP（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/koumu_keigen/）

今次・平成・昭和の御代替り諸儀式一覧

今次・平成・昭和の御代替り諸儀式等

今次の即位礼及び大嘗祭の式等

平成28年 八月八日	天皇陛下お言葉表明
九月二十三日	天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議設置（内閣総理大臣諮問機関）
六月九日	天皇の退位等に関する皇室典範特例法成立（六月十六日公布）
平成29年 十一月二十二日	天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行日について（皇室会議議長宛諮問）
十二月一日	皇室会議（答申）
十二月十三日	天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令公布
平成30年 一月九日	天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典準備委員会設置
十月十二日	天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会設置
	天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典実施連絡本部設置
	大礼委員会設置
平成31年 一月七日	昭和天皇三十年式年祭
三月十二日	賢所に退位及びその期日奉告の儀
	皇霊殿神殿に退位及びその期日奉告の儀
	神宮神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に勅使発遣の儀
三月十五日	神宮に奉幣の儀
	神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に奉幣の儀
三月二十六日	神武天皇山陵に親謁の儀
四月一日	元号を改める政令公布（予定）
四月十八日	神宮に親謁の儀
四月下旬	昭和天皇山陵に親謁の儀
四月三十日	退位礼当日賢所大前の儀
	退位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀
	退位礼正殿の儀
新元号元年 五月一日	改元
	剣璽等承継の儀
	即位後朝見の儀
	賢所の儀
	皇霊殿神殿に奉告の儀
五月二日	賢所の儀
五月三日	賢所の儀

平成の即位礼及び大嘗祭の式等

昭和64年 一月七日	先帝崩御
	臨時閣議
	賢所の儀
	皇霊殿神殿に奉告の儀
	剣璽等承継の儀
	元号を改める政令公布（翌日施行）
平成元年 一月八日	改元
	賢所の儀
	大喪の礼委員会設置
一月九日	賢所の儀
	即位後朝見の儀
二月二十四日	斂葬の儀
	大喪の礼
六月二十九日	即位の礼検討委員会設置
	大礼検討委員会設置
九月二十六日	即位の礼準備委員会設置
	大礼準備委員会設置

昭和の即位礼及び大嘗祭の式等

大正15年 十二月二十五日	先帝崩御
	賢所ノ儀
	皇霊殿神殿ニ奉告ノ儀
	剣璽渡御ノ儀
	緊急閣議
	枢密院で元号建定の審査委員会
	枢密院本会議
	閣議
	元号建定の件上奏
	詔書に御署名
昭和元年 同日	改元ノ詔書（即日公布・即日施行）
十二月二十六日	賢所ノ儀
十二月二十七日	賢所ノ儀
十二月二十八日	践祚後朝見ノ儀
昭和2年 二月七日	斂葬ノ儀
六月二十日	大礼準備委員会設置
十月十五日	皇室祭祀令改正
十二月二十五日	大正天皇一年祭
十二月三十日	登極令改正

今次・平成・昭和の御代替り諸儀式等

今次の即位礼及び大嘗祭の式等

新元号元年

五月四日	一般参賀
五月八日	賢所に期日奉告の儀
	皇霊殿神殿に期日奉告の儀
	神宮神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に勅使発遣の儀
五月十日	神宮に奉幣の儀
	神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に奉幣の儀
五月十三日	斎田点定の儀
別途決定	大嘗宮地鎮祭
	斎田抜穂前一日大祓
	斎田抜穂の儀
	悠紀主基両地方新穀供納
十月二十二日	即位礼当日賢所大前の儀
	即位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀
	即位礼正殿の儀
	祝賀御列の儀
	饗宴の儀（二十二日、二十五日、二十九日、三十一日）
十月二十三日	内閣総理大臣夫妻主催晩餐会
十一月八日	神宮に勅使発遣の儀（勅祭社十六社に幣帛料御下賜）
十一月十二日	大嘗祭前二日御禊
	大嘗祭前二日大祓
十一月十三日	大嘗祭前一日鎮魂の儀
	大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭
十一月十四日	大嘗祭当日神宮に奉幣の儀
	大嘗祭当日賢所大御饌供進の儀
	大嘗祭当日皇霊殿神殿に奉告の儀
	大嘗宮の儀
	悠紀殿供饌の儀
十一月十五日	主基殿供饌の儀
十一月十六日	大嘗祭後一日大嘗宮鎮祭
	大饗の儀
十一月十八日	大饗の儀
別途決定	即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀
	豊受大神宮に親謁の儀

平成の即位礼及び大嘗祭の式等

平成2年

一月七日	昭和天皇一年祭
一月八日	即位の礼委員会設置
	大礼委員会設置
一月二十三日	賢所に期日奉告の儀
	皇霊殿神殿に期日奉告の儀
	神宮神武天皇山陵及び前四代の天皇山陵に勅使発遣の儀
一月二十五日	神宮に奉幣の儀
	神武天皇山陵及び前四代の天皇山陵に奉幣の儀
二月八日	斎田点定の儀
八月二日	大嘗宮地鎮祭
九月二十七日	悠紀斎田抜穂の儀の期日公示
	悠紀斎田抜穂前一日大祓
九月二十八日	悠紀斎田抜穂の儀
十月九日	主基斎田抜穂の儀の期日公示
	主基斎田抜穂前一日大祓
十月十日	主基斎田抜穂の儀
十月二十五日	悠紀主基両地方新穀供納
十一月十二日	即位礼当日賢所大前の儀
	即位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀
	即位礼正殿の儀
	祝賀御列の儀
	饗宴の儀（十二日～十五日）
十一月十三日	園遊会
十一月十六日	神宮に勅使発遣の儀
	勅祭社十六社に幣帛料御下賜
十一月十八日	即位礼一般参賀
十一月二十日	大嘗祭前二日御禊
	大嘗祭前二日大祓
十一月二十一日	大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭
	大嘗祭前一日鎮魂の儀
十一月二十二日	大嘗祭当日神宮に奉幣の儀
	大嘗祭当日賢所大御饌供進の儀
	大嘗祭当日皇霊殿神殿に奉告の儀
	大嘗宮の儀
	悠紀殿供饌の儀
十一月二十三日	主基殿供饌の儀
十一月二十四日	大嘗祭後一日大嘗宮鎮祭
	大饗の儀（昼の儀）
	大饗の儀（夜の儀）
十一月二十五日	大饗の儀
	即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀
十一月二十七日	豊受大神宮に親謁の儀

昭和の即位礼及び大嘗祭の式等

昭和3年

一月十二日	諸儀期日を御裁可
一月十七日	賢所二期日奉告ノ儀
	皇霊殿神殿二期日奉告ノ儀
	神宮神武天皇山陵並前帝四代ノ天皇山陵二勅使発遣ノ儀
一月十九日	神宮二奉幣ノ儀
	神武天皇山陵並前帝四代ノ山陵二奉幣ノ儀
二月五日	斎田点定ノ儀
六月二十四日	名古屋離宮賢所仮殿地鎮祭ノ儀
八月五日	大嘗宮地鎮祭ノ儀
八月十九日	斎田斎場地鎮祭ノ儀（悠紀主基）
九月十五日	斎田抜穂前一日大祓ノ儀（悠紀）
九月十六日	悠紀斎田抜穂ノ儀
九月二十日	斎田抜穂前一日大祓ノ儀（主基）
九月二十一日	主基斎田抜穂ノ儀
十月十六日	悠紀地方新穀供納式
十月十七日	主基地方新穀供納式
十一月六日	京都二行幸ノ儀
十一月七日	賢所春興殿二渡御ノ儀
十一月十日	即位礼当日皇霊殿神殿二奉告ノ儀
	即位礼当日賢所大前ノ儀
	即位礼当日紫宸殿ノ儀
十一月十一日	即位礼後一日賢所御神楽ノ儀
十一月十二日	神宮皇霊殿神殿並官国幣社二勅使発遣ノ儀
十一月十三日	大嘗祭前二日御禊ノ儀
	大嘗祭前二日大祓ノ儀
	大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭ノ儀
	大嘗祭前一日鎮魂ノ儀
十一月十四日	大嘗祭当日神宮二奉幣ノ儀
	大嘗祭当日皇霊殿神殿二奉幣ノ儀
	大嘗祭当日賢所大御饌供進ノ儀
	大嘗宮ノ儀
	悠紀殿供饌ノ儀
十一月十五日	主基殿供饌ノ儀
十一月十六日	大嘗祭後一日大嘗宮鎮祭ノ儀
	即位礼及大嘗祭後大饗第一日ノ儀
十一月十七日	即位礼及大嘗祭後大饗第二日ノ儀
	即位礼及大嘗祭後大饗夜宴ノ儀
	即位礼及大嘗祭後神宮二親謁ノ儀
十一月二十日	豊受大神宮
十一月二十一日	皇大神宮

今次・平成・昭和の御代替り諸儀式等

	今次の即位礼及び大嘗祭の式等	
新元号元年		
	別途決定	
	皇大神宮に親謁の儀	大嘗祭後大嘗宮地鎮祭
	即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に親謁の儀	
	神武天皇山陵に親謁の儀	
	孝明天皇山陵に親謁の儀	
	明治天皇山陵に親謁の儀	
	茶会	
	昭和天皇山陵に親謁の儀	
	大正天皇山陵に親謁の儀	
	即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀	
	即位礼及び大嘗祭後皇霊殿神殿に親謁の儀	
	即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀	

	平成の即位礼及び大嘗祭の式等	
平成2年		
十一月二十八日	皇大神宮に親謁の儀	大嘗祭後大嘗宮地鎮祭
	即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵及び前四代の天皇山陵に親謁の儀	
十二月二日	神武天皇山陵に親謁の儀	
	孝明天皇山陵に親謁の儀	
十二月三日	明治天皇山陵に親謁の儀	
	茶会	
十二月五日	昭和天皇山陵に親謁の儀	
	大正天皇山陵に親謁の儀	
十二月六日	即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀	
	即位礼及び大嘗祭後皇霊殿神殿に親謁の儀	
	即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀	

	昭和の即位礼及び大嘗祭の式等	
昭和3年		
十一月二十一日	即位礼及大嘗祭後神武天皇山陵並前帝四代山陵二親謁ノ儀	七月十六日 大嘗祭後大嘗宮地鎮祭ノ儀
十一月二十三日	神武天皇山陵二親謁ノ儀	
十一月二十四日	仁孝天皇山陵二親謁ノ儀	
	孝明天皇山陵二親謁ノ儀	
十一月二十五日	明治天皇山陵二親謁ノ儀	
十一月二十六日	東京二還幸ノ儀	
十一月二十七日	賢所温明殿二還御ノ儀	
十一月二十八日	東京還幸後賢所御神楽ノ儀	
十一月二十九日	大正天皇山陵二親謁ノ儀	
十一月三十日	還幸後皇霊殿神殿二親謁ノ儀	
十二月七日	宮中饗宴	
十二月八日	宮中饗宴	
十二月十日	宮中饗宴	
十二月十一日	宮中饗宴	

※今次の御代替り諸儀式日程は平成三十一年三月五日現在のもので予定のものを含みます。

大嘗祭訴訟の要旨

即位の礼・大嘗祭訴訟（神奈川）

原告	キリスト教牧師ら四五人
被告	知事、県議会議長
事案（請求内容）	即位の礼と大嘗祭に、知事と県議会議長が県の公費を使って参列したのは、憲法の定める政教分離原則や主権在民の原理に違反するため、県から支出された約二八，〇〇〇円の旅費を県に返還することを求める。
地裁 提訴日	平成四年一月十八日、平成三年四月一日
地裁 判決日	平成十一年九月二十七日
地裁 判決内容	原告の請求棄却
地裁 判決要旨	国事行為として行われた「即位礼正殿の儀」は、神道とのかかわりを有しているが、それは即位を公に宣明されるとともに、その即位を内外の代表がことほぐ儀式であって、そこに宗教的目的はなく、宗教的な効果も一般的には極めて小さかったから、目的効果基準に照らして憲法二十条三項に違反するとはいえない。 皇室は、憲法二十条一項後段の宗教団体にも、八十九条の宗教上の組織若しくは団体にも該当しないから、いずれの条項にも抵触せず、国民統合の象徴たる天皇の即位を公に宣明する儀式である以上、国民主権原理にも沿うし、首相からの招待を受けた参列は、地方自治法二条二項にいう地方公共団体の事務にあたるため、旅費の支出に違法性はない。 大嘗祭について、仮に国費の支出が違憲だとしても、大嘗祭自体が違憲となるものではないから、国費支出の違憲性については、検討する必要はなく、その参列の違憲性の有無だけを問題とするべき。被告は象徴である天皇の皇位継承儀式に儀礼をつくし、祝意を表する目的で参列したものであるから、そこに宗教的意義等があったものと認めることはできないし、また、それ以上に特定の宗教を援助、助長、促進するなどの効果を与えたものと認めることはできない。
高裁 判決日	平成十四年九月十九日
高裁 判決内容	控訴棄却
高裁 判決要旨	即位礼正殿の儀及び大嘗祭の参列の目的は、日本国および日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすものであり、その効果も特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではない。
最高裁 判決日	平成十六年六月二十八日
最高裁 判決内容	上告棄却
最高裁 判決要旨	本件参列行為は、その目的及び効果に鑑み、憲法二十条三項により禁止される宗教活動には当たらない。

即位の礼・大嘗祭訴訟（東京）

原告	キリスト教牧師ら都民一四七人
被告	東京都知事、都庁幹部
事案（請求内容）	神話に基づく、或いは天皇が人民を支配していることを表す儀式が多く含まれている即位の礼正殿の儀並びに大嘗祭に都知事が公人として参列したのは、憲法が規定する象徴天皇制及び政教分離原則に違反する。 東京都総務局長らが奉祝記念式典を主催したこと等は、地方自治法に根拠のない事務であり、祝意を有しない都民にとっては祝意の強制であり、個人の思想良心の自由を侵害する。 違憲違法な行為によって都に与えた損害五・二一八万円の返還を求める。
地裁 提訴日	平成四年一月十四日
地裁 判決日	平成十一年三月二十四日
地裁 判決内容	原告の請求棄却原告の請求棄却
地裁 判決要旨	国事行為として行われた「即位礼正殿の儀」は国の象徴である天皇が即位を宣明するとともに、その即位を内外の代表がことほぐ世俗的な目的の儀式であり、都知事は儀式が実施される首都東京の知事の地位にある者の社会的儀礼として、天皇の即位に祝意を表す目的で参列したにとどまり、憲法で禁止されている宗教的活動には当たらない。 皇室行事として行われた大嘗祭などについても、宗教的儀式であると認められるものの、知事の参列は社会的儀礼として、敬意と祝意を表す目的によるものと認めるのが相当である。これらの参列行為は、国民主権原理にも象徴天皇制に違反するものでもない。 都が行った祝賀事業も、天皇の即位を祝うために自らの判断で実施したものであって、宗教的要素をもつものとも、宗教との関わり合いを持つものとも認められないから、政教分離原則に違反するものでもなく、国民主権原理や象徴天皇制にも違反しない。
高裁 判決日	平成十六年四月十六日
高裁 判決内容	控訴棄却
高裁 判決要旨	地裁判決をそのまま踏襲しているが、大嘗祭等を「天皇個人又は皇室の私的な信仰に基づき行われたもの」であり、「国事行為ではなく皇室行事」であると認定。政府見解にあるように、「皇室の公的行事」と明確に説明すべき。
最高裁 判決日	平成十七年十二月八日
最高裁 判決内容	上告棄却
最高裁 判決要旨	即位礼正殿の儀と大嘗祭関連諸儀式への都知事の参列は、憲法に日本国及び日本国民統合の象徴であると定められている天皇の即位に祝意を表する目的で、地方公共団体の長の職にある者の社会的儀礼として、三権の長、国務大臣、各地方公共団体の代表者等と共に行われたものであり、その行為の目的及び効果に鑑み、憲法上の政教分離原則及びこれに基づく政教分離規定に違反するものではない。

即位の礼・大嘗祭訴訟（大阪）

原告	新聞で公募した九八七人（在日韓国人を含む）⇩一・六五八人
被告	国
事案（請求内容）	即位の礼及び大嘗祭諸儀式・行事を国事行為あるいは公的性格を有する皇室行事として行い、これに八一億円もの国費を支出することは、日本国憲法の根本原則たる国民主権原理及び政教分離原則に明確に違反するため、憲法違反し、憲法違反の権利侵害行為によって耐えがたい精神的苦痛を被っている。
地裁 提訴日	平成二年九月二十一日
地裁 判決日	平成四年十一月二十四日
地裁 判決内容	原告の請求却下
地裁 判決要旨	単に国民や納税者の地位に基づいて、国政行為の是正を求める訴訟は制度として認められていない。慰謝料を請求する原告の主張は、自己の意見や見解に反する国費支出、国事行為・皇室行事に対する憤怒の情や不快感、屈辱感の表明に過ぎず、法的保護を与える利益にあたらない。
高裁 判決日	平成七年三月九日
高裁 判決内容	控訴棄却
高裁 判決要旨	国の行為それ自体は直接的には原告らに向けられたものではなく、何らの具体的な義務や負担を課すものではないから、これら行為が原告らの思想等の形成・維持に具体的且つ直接に影響を与えたとは解せられない。 大嘗祭については、神道儀式としての性格を有することは明白であり、これを公的な皇室の行事として宮廷費をもって執行したことは、いわゆる目的効果基準に照らしても、少なくとも国家神道に対する助長、促進になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかとの疑念は一概に否定できない。 首相が天皇陛下を仰ぎ見る位置で「寿詞」を奏上したことなど、国民を主権者とする現憲法の趣旨に相応しくないと思われる点がなお存在することも否定できない。 ※原告は上告せず、ねじれ判決が確定

鹿児島県大嘗祭訴訟

原告	県民一人(医師)
被告	知事
事案(請求内容)	大嘗祭を皇室の公的行事としたのは、憲法に定める政教分離原則に違反し、知事が儀式に県費で参列したのは、同じく政教分離原則や公務員としての憲法尊重擁護義務などに違反するので、県から支出された七五・六六〇円の返還を求める。
地裁 提訴日	平成三年三月十九日
地裁 判決日	平成四年十月二日
地裁 判決内容	原告の請求棄却
地裁 判決要旨	知事の大嘗祭への参列は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴とされ、国の要職にある天皇の皇位継承儀式に儀礼をつくし、祝意を表する目的のためであって、その目的において宗教的意義はない。また、儀礼をつくし、祝意を表するという効果を持つことは当然としても、大嘗祭の宗教的側面に対し、援助、助長、促進し、他の宗教を圧迫する等の効果をもつ行為であるとは認められない。知事の行為は憲法の定める国民主権原理、政教分離原則に違反するものでも、憲法尊重擁護義務に違反するものでもない。
高裁 判決日	平成十年十二月一日
高裁 判決内容	控訴棄却
高裁 判決要旨	知事の参列行為は、その意図、目的等において宗教的意識が希薄であり、むしろ、社会的儀礼としての意識が強かったとみることができ、一般人においても、天皇の即位に関連する社会的儀礼の範囲内のものとして受け止めることができることから、本件行為は、その目的において宗教的意義があるとはいえない。また、その効果についても、特定の宗教である神道に対する関心を呼び起こし、それを援助、助長、促進し、他の宗教や無宗教者に対する圧迫等に繋がる精神的、心理的効果があるとはいい難い。
最高裁 判決日	平成十四年七月十一日
最高裁 判決内容	上告棄却
最高裁 判決要旨	大嘗祭は、皇位継承の際に通常行われてきた皇室の重要な伝統的儀式である。知事の参列の目的は、地方公共団体の長という公職にある者の社会的儀礼として、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇の即位に祝意を表することであり、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではない。

大分県主基斎田抜穂の儀参列訴訟

原告	牧師、弁護士らを含む県民三七人
被告	知事、副知事、農政部長
事案(請求内容)	「抜穂の儀」に知事や副知事、農政部長が参列し、祭壇に向かって拝礼したのは宗教的活動にあたり、憲法の定める政教分離原則に違反するため、知事らに支給された日当や旅費、随行県職員祭典時間中の給与計二八・五一二円を返還するよう求める。
地裁 提訴日	平成三年一月二十五日
地裁 判決日	平成六年六月三十日
地裁 判決内容	原告の請求棄却
地裁 判決要旨	主基斎田抜穂の儀は、その意義、内容及び形式からして、広い意味で神式の儀式であり、宗教的儀式と見られるから、被告らの参列が宗教とのかかわり合いを持つものであることは否定することができないものの、天皇は日本国憲法上、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴と定められており、大嘗祭は皇位継承に必要かつ重要な儀式の一つである。大嘗祭は、特定の宗教、宗派の普及、拡大を目的とするものではなく、また、知事らの参列も主基斎田抜穂の儀の挙行地において重要な公職にある者の社会的儀礼として、新天皇への祝意を表す目的で行われたのであって、単に参列して拝礼をしたにとどまり、主基斎田抜穂の儀の進行等につき積極的な係わり合いを持っていない。被告らの主基斎田抜穂の儀への参列は、その目的は、新天皇の皇位継承儀式の関係儀式に際し、新天皇に祝意を表するという、専ら世俗的なものであり、その効果も、新天皇に祝意を表する以上に、特定の宗教を援助、助長、促進又は圧迫、干渉を加えるものとは認められないから、憲法二十条三項による宗教的活動に当たらない。
高裁 判決日	平成十年九月二十五日
高裁 判決内容	控訴棄却
高裁 判決要旨	抜穂の儀は宗教上の儀式としての性格を有すると認められるものの、知事らの主観的意思としては、天皇の即位を祝い、天皇に敬意を表するための参列であり、一般人に神道が特別の宗教であるとの印象を与え、神道に対する関心を呼び起こすような態様のものではなく、社会的に相当と認められる範囲の儀礼行為であった。知事らの行為は特定の宗教である神道に対する援助等の目的があったとすることはできず、また、他の宗教や無宗教のものに対する圧迫等を企図したとみることもできない。
最高裁 判決日	平成十四年七月九日
最高裁 判決内容	上告棄却
最高裁 判決要旨	主基斎田抜穂の儀は大嘗祭の一部を構成する一連の儀式の一つとして皇室の伝統儀式としての性格を有している。知事らの参列の目的は、地元で開催される天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすというものであり、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではない。

御代替りの諸儀と法制

発行日　平成三十一年三月十八日
発行人　神道政治連盟
一五一―〇〇五三
東京都渋谷区代々木一―一―二
ＴＥＬ　〇三―三三七九―八二八二